

令和8年度地域主導型再生可能エネルギー導入支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 県は、地域で生み出される環境価値を住民の暮らしの向上や地域の活性化に繋げるため、再生可能エネルギーを地域主導で導入する取組みに対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、前条の目的に沿った取組みを行うものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 山形県内の市町村
- (2) 山形県内に所在する自治会又は町内会
- (3) (1)又は(2)が設置する協議会

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が主体となって行う勉強会、セミナー、先進地視察、その他再生可能エネルギーを利用する発電設備又は熱源設備の導入に向けた取組みとする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費、補助金の額及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金等交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和8年12月25日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号イに定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象経費の総額の30パーセント以内の減少
- (2) その他知事がやむを得ないものと認めるもの

2 規則第7条第1項第1号の規定により、変更について知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を事業中止又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第8条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の一部又は全額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助事業者は、前条の規定による取消の通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定による補助事業等実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、令和9年4月15日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し

(額の確定)

第11条 知事は前条の規定による報告を受けた場合には、事業実施報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者にその額を通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(取組み及び成果の公表)

第13条 知事は、本事業による地域主導型再生可能エネルギー導入の促進を図るため、補助事業者から提出のあった活動計画書及び事業実施報告書等に基づき、その内容を公表するものとする。

(書類の保管)

第14条 補助事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を備え、令和9年度から5年間保管しておかなければならない。

2 知事は、必要と認める場合は、補助事業者に対し、前項に掲げる書類の提出を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助金の額	補助限度額
アドバイザー招聘費用（セミナー・勉強会等の開催に係る外部講師への謝金及び交通費）	事業の実施に直接必要な額	24万円
その他の経費（先進地視察に要する経費、会場使用料、資料印刷費等）	※但し、謝金については、1回当たり3万円以内とする	

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税を含まない。